明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

公示送達

浜松都市計画事業浜松市船明土地区画整理事業の施行者浜松市船明土地整理組合が発した土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第九十八条第一項及び同条第五項、第九十九条第二項の規定による仮換地指定等通知は送付したが受領を拒まれたので同法第一三三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告する。

記

一、書類の送付を受けるべき者
浜松市天竜区船明一四六六番地
大澤　進
（通知の内容）
仮換地指定通知
①従前の宅地
浜松市天竜区船明字中ノ坪三一三番一
田　五四五㎡（基準地積　五七三・五〇㎡）
浜松市天竜区船明字中ノ坪五三〇番一
田　八・七四㎡（基準地積　八・七四㎡）
浜松市天竜区船明字川久保一六三二番
畑　九七一㎡（基準地積　一〇二二・七八㎡）
②仮換地　九〇街区一一　四五〇㎡、五四街区七　六一七㎡
③仮換地の指定の効力発生の日　平成二十三年六月三十日
④仮換地について使用または収益を開始することができる日　別に定めて通知する。
二、書類の送付を受けるべき者
浜松市天竜区船明一六五四番地の一
一瀬　欣治
（通知の内容）
仮換地指定取消通知
①平成十九年二月十五日付け浜船区第三号でした仮換地指定通知は、事業計画変更により、取消します。
②取消しの効力発生の日　平成二十三年六月三十日
仮換地指定通知
①従前の宅地
浜松市天竜区船明字中ノ坪三一一番
田　五七五㎡（基準地積　六〇五・〇七㎡）
浜松市天竜区船明字門ノ前四三三番
田　四二㎡（基準地積　四五・四四㎡）
浜松市天竜区船明字門ノ前四三八番
田　一三八㎡（基準地積　一四五・二一㎡）
浜松市天竜区船明字門ノ前四五六番
田　二八四㎡（基準地積　二九八・八五㎡）
浜松市天竜区船明字辻ノ前一三九三番一
畑　四八九㎡（基準地積　五一四・五七㎡）
浜松市天竜区船明字辻ノ前一三九三番二
畑　九七四㎡（基準地積　一〇二四・九四㎡）
浜松市天竜区船明字川久保一五二二番一
畑　一六七㎡（基準地積　一七五・七三㎡）
浜松市天竜区船明字川久保一六五四番一
宅地　三六五・〇九㎡（基準地積　三八四・一八㎡）
浜松市天竜区船明字川久保一六五五番一
畑　三一二㎡（基準地積　三二八・三二㎡）
②仮換地　九〇街区七　八一六㎡、六五街区一　三五三㎡、六五街区一八　三九一㎡、九〇街区六　三九三㎡、六一街区一一　五二三㎡、六一街区一二　二四七㎡、六五街区二　三〇㎡
③仮換地の指定の効力発生の日　平成二十三年六月三十日
④仮換地について使用または収益を開始することができる日　別に定めて通知する。
三、書類の送付を受けるべき者
袋井市太田七七八番地の一　市営太田西団地D棟十三号
大澤　勇
（通知の内容）
仮換地指定取消通知
①平成十六年九月十日付け天船区第二十号でした仮換地指定通知は、事業計画変更により、取消します。
②取消しの効力発生の日　平成二十三年六月三十日
仮換地指定通知
①従前の宅地
浜松市天竜区船明字扇田二三三七番
田　四六㎡（基準地積　四八・四一㎡）
浜松市天竜区船明字扇田二三三九番
田　五二㎡（基準地積　五四・七二㎡）
浜松市天竜区船明字扇田二三四〇番
田　八五㎡（基準地積　八九・四五㎡）
浜松市天竜区船明字扇田二三四一番二
畑　一九㎡（基準地積　一九・九九㎡）
浜松市天竜区船明字栗原二三六一番
田　六九㎡（基準地積　七二・六一㎡）
浜松市天竜区船明字扇田二三六六番
田　二九㎡（基準地積　三〇・五二㎡）
浜松市天竜区船明字扇田二三六七番
田　八二㎡（基準地積　八六・二九㎡）
②仮換地　一〇一街区三　二一九㎡
③仮換地の指定の効力発生の日　平成二十三年六月三十日
④仮換地について使用または収益を開始することができる日　別に定めて通知する。
（注）
一、この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。
二、別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。
三、仮換地の地積等は、確定測量の結果、多少増減することがあります。
四、確定測量による増減及び過渡しまたは、不足渡し地積については、換地処分時に清算金で処理していただきます。
（教示）
一、この通知書について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六〇日以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）
なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
（注）
一、この通知については、この通知があったことを知った日（上記一の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六箇月以内に浜松市船明土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
平成二十三年六月十日
静岡県浜松市浜北区西美薗二七番地の六
浜松都市計画事業浜松市船明土地区画整理事業
施行者　浜松市船明土地区画整理組合
理事長　時久　行由

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年６月 10 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社山形施設　②山形県知事(1)2279　③代表取締役　大瀧妤洋　④山形県山形市大字風間79　⑤1000万円　⑥山形県知事　⑦山形県鶴岡市大淀川字洞合22　山形空調株式会社　代表取締役　松本未男

①城南建設株式会社　②国土交通大臣(2)6183　③代表取締役　岩堀和男　④神奈川県相模原市中央区富士見二丁目８番８号城南建設ビル　東京都町田市金井町2717―７　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市中央区富士見二丁目８番８号城南建設ビル　城南建設株式会社　代表取締役　岩堀和男

①株式会社ミニミニ岐阜　②岐阜県知事(3)4066　③代表取締役　木股千歳　④岐阜県瑞浪市穂並１―58　廃止した従たる事務所　岐阜県岐阜市薮田南５―16―13　⑤500万円　⑥岐阜県知事　⑦岐阜県瑞浪市穂並１―58　株式会社ミニミニ岐阜　代表取締役　木股千歳